

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十三年五月十六日第八号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年八月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

取消番号	第一〇一 号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の取消しの 年 月 日	令和七年六月二十日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十九番三 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十 番十三地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十八番 四地先から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四 十八番四地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十番十三 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十 番十三地先まで
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	百六十八・〇 二十三・〇 十八・〇
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	八・六二〇九・〇 二十・〇 九・〇〇十二・五